

【 検査 】

128 超音波検査（断層撮影法）（その他）のパルスドプラ法加算の算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

- ① 頸動脈又は内頸動脈狭窄症（疑いを含む。）に対するD215超音波検査（断層撮影法）（その他）のパルスドプラ法加算の算定は、原則として認められる。
- ② 頸動脈又は内頸動脈狭窄症（疑いを含む。）のない、次の基礎疾患に対するスクリーニング検査としてのD215超音波検査（断層撮影法）（その他）のパルスドプラ法加算の算定は、原則として認められない。
基礎疾患：高血圧症、脂質異常症、糖尿病、虚血性脳疾患

○ 取扱いを作成した根拠等

頸動脈又は内頸動脈狭窄症（疑いを含む。）に対する超音波検査（断層撮影法）のパルスドプラ法は血流異常を評価するものであり、原則として認められると判断した。

また、頸動脈又は内頸動脈狭窄症（疑いを含む。）のない上記基礎疾患のみに対する全身的な評価を特定の血管部位で評価することは困難なこともあり、算定は、原則として認められないと判断した。